

気になったり、近隣に迷惑を掛ける無駄吠えなどの原因にもなります。適切な汚物処理とこまめなブラッシングなどで、清潔にきれいな環境で飼いましょう。

散歩のマナーを守りましょう

散歩をするときは、適切な長さのリ-



ドなどで確実につないで散歩させましょう。リードを外しての散歩は、放し飼いと変わりません。

ランの後始末はきちんと

散歩の途中でフンをしたときは、放置しないで必ず持ち帰ってください。

これからは雪の季節。冬期間、放置されたフンは、雪に埋もれて見えなくなりませんが、雪解け後は目を覆いたくなるほどです。後始末はしっかりとしましょう。また、公園などのトイレにフンを捨てないようにお願いします(フンを放置したままにすると「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例」により、2万円以下の過料に処せられます)。



飼い犬の登録手続きと狂犬病予防注射は忘れずに

犬を飼うときは、狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬の登録と、年に一度の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病は犬や動物だけの病気ではなく、



人にも感染し、発病すると死に至る恐ろしい病気です。忘れずに、毎年予防注射を受けてください(予防注射を受けない犬の飼い主は、20万円以下の罰金を科せられます)。

動物を飼うためには、毎日のエサやりはもちろんのこと、散歩などの運動や病気などの世話、しつけなどの教育が必要です。そのためには、動物の生態や習性を理解することも必要です。

動物が苦手な人や、近隣に迷惑を掛けること無く、ルールやマナーを守ってペットは責任を持って飼いましょう。

野犬や放し飼いへの苦情、飼えなくなった犬の引き取りの相談は

○大館保健所 52-3953

渡り鳥へのエサやり禁止



白鳥やカモなどの渡り鳥やそのフンに触れると、鳥インフルエンザに感染する恐れがあります。渡り鳥には近寄らず、エサは与えないでください。

鳥インフルエンザへの感染を防ぐために

これまで国内で発生した採卵鶏の鳥インフルエンザは、渡り鳥がウイルスを媒介した可能性が高いとされています。人間への感染の可能性は低いとされていますが、海外ではごくまれに感染した例もあり、予防を心掛ける必要があります。市では、市民への感染を防ぎ、比内地鶏と採卵鶏への感染被害を予防するため、昨年に引き続きエサやりを禁止していま

す。皆様のご理解とご協力をお願いします。

白鳥飛来地でもエサやりは禁止

長木川や米代川、犀川などの白鳥飛来地であっても、エサやりは禁止です。

●渡り鳥に近づかない

渡り鳥のフンに鳥インフルエンザウイルスが含まれていると、靴底などに付着してばらまかれる恐れがあります。

●渡り鳥にエサは与えない

本来、渡り鳥は自然界のエサで生活しています。人間が与えたエサに慣れてしまうと、野生では暮らせなくなってしまう。

●ごみやエサになるものを放置しない

沼や湖沼にいる渡り鳥でも、エサがあ

れば陸地に住み着いてしまうかもしれません。また、放置したごみにカラスなどが近付いて、感染を広げる心配もあります。

●渡り鳥が来る前に農作物を収穫する

寒くなって渡り鳥が飛来する前に、農作物の収穫を終え、農地に残り物を放置しないようにしましょう。

◎渡り鳥の飛来時期にペット(鳥類)が自然な死に方をしたときには

市役所農林課 43-7073

北部家畜保健衛生所

0186-62-2715

北秋田地域振興局農林企画課

0186-62-3950

農林課農業経営係 43-7074